
今月のテーマ 消費税の納税義務免除制度の改正

消費税の納税義務の免除制度について今回の平成23年の税制改正大綱により見直しが行われます。これまでは前々事業年度（法人の場合）又は前々年（個人事業者の場合）の課税売上高が1,000万円以下であれば、消費税を納める義務がありませんでした。したがって、前々事業年度又は前々年の実績がない設立開業2年未満の法人や個人事業者は消費税の免税事業者に該当していました。

しかし、この改正により前事業年度又は前年の上半期の課税売上高についても1,000万円以下かどうか判定することになります。これにより設立開業の翌事業年度又は翌年に消費税の課税事業者となる法人・個人事業者もありますので、注意が必要です。（なお平成23年税制改正大綱は執筆時点においては施行前ですので、実際に施行された場合にはこの記載内容と異なることがありますから、その旨ご了承ください。）

1. 改正内容

(1) 内容

個人事業者の前々年又は法人の前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下である個人事業者・法人のうち、次に掲げる課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税の納税義務は免除されなくなります。

なお、業種によっては対象となる上半期の課税売上高の確定が難しいこともありますので、課税売上高の金額に代えて、簡便的に給与等の支払額を用いることもできます。

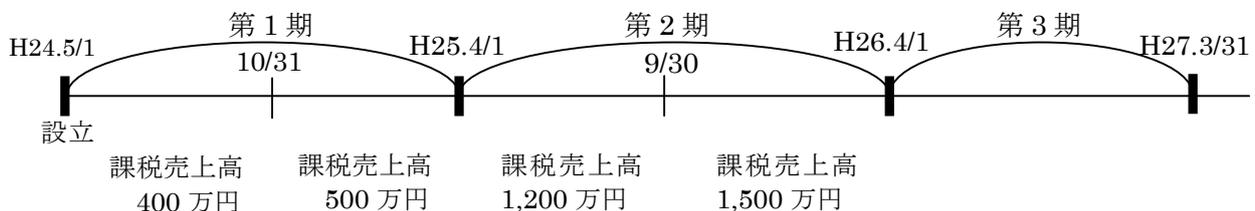
個人事業者	前年の1月1日から6月30日までの課税売上高
法人	① 前事業年度（7ヶ月以下のものを除く）開始の日から6ヶ月間の課税売上高 ② 前事業年度が7ヶ月以下で、当事業年度1年以内に開始した前々事業年度があるときは、その前々事業年度開始の日から6ヶ月間の課税売上高（その前々事業年度が5ヶ月以下である場合にはその前々事業年度の課税売上高）
特例	上記の適用に当たっては、上記の課税売上高に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができる

(2) 適用期限

個人事業者の場合には平成25年、法人の場合には平成24年10月1日以後開始する事業年度より適用がされます。

2. 納税義務の判定の具体例

◆ 平成24年5月1日設立の3月決算法人で設立時の資本金が1,000万円未満の場合



第1期 (平成25年3月期)	① 前々事業年度が存在しない ② 設立時の資本金が1,000万円未満 ∴ 免税事業者に該当する
第2期 (平成26年3月期) 【改正事業年度】	① 前々事業年度が存在しない ② 設立時の資本金が1,000万円未満 ③ 前事業年度の開始の日から6ヶ月間の売上高 (H24.5/1~H24.10/31) 400万円 ≤ 1,000万円 ∴ 免税事業者に該当する
第3期 (平成27年3月期)	① 前々税事業年度の課税売上高 900万円 × 12月/11月 = 981万円 ≤ 1,000万円 ② 前事業年度の開始の日から6ヶ月間の売上高 (H25.4/1~H25.9/30) 1,200万円 > 1,000万円 ∴ 課税事業者に該当する